

令和6年度 運営方針

社会福祉法人 二王子会

1 基本理念

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有す者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」という老人福祉法の理念を、法人運営の基本とし、地域の要望と信頼に応え得る良好な事業経営を図ることを基本理念とします。

2 基本方針

高齢者福祉を使命とする法人の理念と地域社会に支えられ育てられてきたという自覚のもと、利用者の暮らしを支える専門性と法人職員としての組織性を確立し、培ってきた法人の総合力をさまざまな生活上の困難を抱える地域の高齢者へ自主的先駆的に展開し、高齢者がいつまでも自分らしく **えがお** で暮らせる社会の実現を目指します。

えがおの誓い

お客様にいつまでも自分らしく暮らせる喜びの**えがお**を

暮らしを支える専門職としての誇りの**えがお**で

私たちを育ててくれた地域のみなさまの信頼の**えがお**のために

3 経営の基本

法人設立から30年以上が過ぎ、この間、近隣に様々な福祉サービス事業所が開所するなど、当法人を取り巻く事業環境も大きく変化しているため、地域の実情や利用実績などに則した事業の再編などを図り、健全な経営基盤の確立を目指します。そして、基本理念と基本方針を堅持しつつ、しっかりと経営を分析・把握し、競争に耐え得る強い組織を作り上げます。

(1) 計画策定と実施管理の視点

社会福祉法人は、広く社会的な使命を負っていることからその経営のあり方は多面的な視点が欠かせません。二王子会の経営は、中長期のレンジで課題を抽出把握するとともに、次の4つの視点から方針を有機的、総合的に構築します。各視点には客観的に判別できる指標を用い、値の推移を広く確認しながら着実に達成につなげます。

ア 事業活動の透明性を確保し、利用者の権利を第一とする高い倫理性と発想を転換する先駆性を備えた「顧客の視点」

- イ 堅い結束力と円滑で柔軟な連携力をもつ組織性を養い、効率性の高い事業体へ常に自己改革する「業務の視点」
- ウ 事業活動の客観的な分析に基づき現状を正しく把握し、事業体の安定的、継続的かつ開拓的なサービス展開を確保する「財務の視点」
- エ 独創的な工夫や積極的な提案、困難な課題への挑戦を通じて、磨き合い高め合う人と組織の「学習と成長の視点」

(2) 独立性と連携

二王子会の組織は独立の法人ではありますが、経営を考える上で他の組織との関係は重要です。いわゆる同業者であっても敵対だけが選択肢ではありません。福祉の増進の方向性において法人の理念に沿う場合は、二王子会の強みを生かし他の団体等と連携をはかることは大いに意義があります。ただし、地域の機関や他の事業体に依存的または従属的になることを含め自立性が損なわれないことが前提であり、目的が一致する範囲で対等性、互恵性、相補性、相乗性が発揮されるべく協調することを基本とします。

4 サービス指針

二王子会のサービスは、常に地域の皆様とお客様の幸せを第一に考え、まごころをもって援助することを基本とします。そのため本部及び各事業所のサービスは、次の指針に沿うものとします。

(1) 人材育成

福祉サービスは、すべて人によるサービスです。高い倫理性と使命感、組織の一員としての規範意識と協調性、その上での専門性の向上に意欲をもつ人材の育成が欠かせません。多様な経歴を積ませ広い視野と指導力を養い、法人の将来を担う人材育成に施設事業所も連携して取り組みます。

(2) サービス提供の基本

施設事業所においては各々の特色や得意分野の鮮明化を図り、地域の方々にとって身近で利用しやすく、かつどこよりも質の高いサービス、期待以上のサービス提供を目指します。

(3) 自立支援のケアプラン

個別のサービスは一人ひとりの個性と身体状況に応じたケアプランによって提供され、自立を目指したプロセス管理の下、科学的な根拠と客観的な記録によって検証できるものでなければなりません。

(4) コンプライアンス

法人の使命に鑑みるまでもなく、全ての事業及び職員の業務は公正を欠くものであって

はならず、倫理、法令並びに社会的信頼に反しない活動であること。そのために事業活動の透明性を高めコンプライアンス体制を強化するとともに、リスク管理、職員教育の上で特に重点を置きます。

(5) 安全対策

サービスの利用及び提供は安全が大前提です。事故、感染症、環境衛生、防災に対しては、危険は必ず潜んでいるとの認識を持って日頃の観察、予防、検査、危険予知、点検整備、各種訓練、研修及びマニュアル等の改善を徹底します。経験したアクシデントは他の事業所のものも含め原因を多角的に分析し、確実に再発を防止する対策を構築できる体制を整えます。

(6) 苦情解決

苦情はサービス改善のチャンスです。聴いてほしい程度から深刻なレベルまでありますが、積極的に傾聴し、すばやく誠実に対応することが重要です。また、一次対応で終わりとせず、問題の根を探り多くの教訓を学ぶ機会とします。

5 その他

(1) 本部機能と施設間連携

本部は、施設事業所の専門性、効率性 並びに独自性を高める努力を支援します。

一日の三省

今日一日は、にこやかに やさしい言葉で接したか。

今日一日は、わけへだてなく まごころこめて接したか。

今日一日は、手順手ぎわよく てきぱきと動いたか。

令和6年度 事業計画

拠点：法人本部 / 事業：事務局

1 令和6年度重点方針

- (1) 安定的な法人経営を進めます。
 - ① 確実な資金管理と活用を進めます。
 - ② 本部体制の見直しによる体制強化を図ります。
- (2) 専門部会の活性化による品質の高いサービス提供に努めます。
- (3) 人材確保及び人材育成の取組みを進めます。
 - ① 人材の確保が厳しい中、ハローワークをはじめとする各関係機関と連携し、積極的な求人活動を行います。また、施設見学による求人活動など、新たな手法を取り入れながら進めます。
 - ② 人材育成指針に基づいた職員の育成と研修会への参加促進を行います。

2 会議等開催

(1) 理事会

6月6日(木)	14:00 二の丸 [事業報告・決算]	9月5日(木)	14:00 二の丸
12月5日(木)	15:30 二の丸	3月6日(木)	14:00 二の丸 [事業計画・予算]

法令により、理事会と評議員会は1週間、理事会と定時評議員会は2週間の間隔を空ける必要があります。

ただし、評議員会で新役員が選任された後は、新役員による理事会を速やかに開催し、理事長の選定を行います。

(2) 評議員会

6月21日(金) [定時評議員会]	14:00 二の丸 [事業報告・決算]	9月17日(火)	14:00 二の丸
12月17日(火)	14:00 二の丸	3月18日(火)	14:00 二の丸 [事業計画・予算]

(3) 決算監査会

5月21日(火)	14:00 二の丸
----------	-----------

3 資金管理と体制強化

(1) 資金管理

とっさか及びつきおかの里は開設から数十年が経過し、老朽化が進んでいます。今後は

高額備品の入替、施設改修等の資金が必要となりますので、目標額を設定した積立を計画的に行うとともに確実な資金の活用を進めます。

また、更なる超高齢社会の進展とそれに伴う利用者ニーズの変化に合わせた事業運営に向け、各種データとその分析結果等をもとに研究します。

(2) 本部体制

法人本部事務部門を本部（二の丸）に集約します。本部では、資産管理、資金運用、人事管理、建物等の施設マネジメント等を担い、長期を見据えた経営基盤の安定化を図ります。

4 職種別専門部会

人口減少に伴い介護人材が不足している中でも、質の高いサービスの提供は求められています。限られた人員の中で効率的で品質の高いサービス提供を行うために、専門部会が連携して各種データの活用、ICTの整備等により組織全体の質的向上を進めます。

5 人材の確保と育成

(1) 求人活動

ハローワークによる新発田地域高校生企業説明会や求人説明会へ参加します。そして、4月に大学及び専門学校、7月に高等学校へ訪問し積極的に求人活動を行います。また、5月と10月にお仕事見学会を開催し、新たな求人活動にも取り組みます。

(2) 人材育成

職員としての基礎的資質を養い、職種ごとの専門性及び職員のモチベーション向上のため、段階に応じた目標を定め、それぞれの頑張りや技能レベルを把握し、評価・指導する仕組みを定着します。また、職員の研修の機会を積極的に提供します。

(3) ワークライフバランス

年次有給休暇の計画的取得制度、育児介護休業制度、過渡的准職員制度等法人の諸制度をわかりやすく解説して職員に周知を図り、私的生活での困難な時期を乗り越え、就業が継続しやすくなるよう活用を推進し、円滑な休業等の取得及び職場復帰を支援します。

(4) 親睦

ボウリング大会 11月8日(金) 18:30 ジョイタウン新発田

6 苦情解決

各事業所に寄せられた苦情及びそれへの対応状況を集計し、法人役員へ報告します。苦情解決第三者委員会を年2回開催し、内容と対応状況の精査、解決策の検討改善及び教訓の抽出を行います。年間の苦情報告は決算情報とともに開示します。

7 広報活動

二王子会並びに各施設の活動を広く地域に紹介する媒体として、広報紙「えがお」を年 2 回発行します。また、ホームページ管理運営委員会を年 3 回開催し、誰にとっても使いやすく分かりやすいホームページとすることを心掛け、法人の情報提供、情報発信の有効な手段として積極的に活用します。

1 令和6年度重点方針

- (1) 働きやすい職場づくりを目指します。
 - ① 明るい挨拶と思いやりの心を大切にして、職員間の連携を強化しチーム力を向上します。
 - ② IT 機器などの積極的な活用により業務の簡略化と効率化を図り、職員の負担軽減を図ります。
- (2) 安定した施設経営を行います。
 - ① 地域との交流や SNS などを活用した情報発信をとおして、地元にかかれた施設を目指します。
 - ② 職員のやりがいと向上心につながる研修の機会を充実し、人材育成に取り組みます。
- (3) ご利用者が笑顔で安心して暮らせる生活の場づくりを進めます。
 - ① LIFE などの活用による科学的介護を実践すると共に認知症の正しい理解や対応力を養い、ご利用者個々の状況に応じた良質かつ適切なサービスの提供に努めます。
 - ② ご利用者やご家族が安心して慣れ親しんだ二の丸で、人生の最期を迎えられるよう一人ひとりに合わせた看取りケアの充実に取り組みます。

2 管理運営

- (1) 管理会議
法人運営方針並びに処遇方針に則り、施設の管理運営・行事計画等を協議します。原則として毎月1回開催し、決定事項については、全職員に周知徹底を図ります。
- (2) 職員会議
施設サービスの現状と課題を議論し、併せて研修の復命、各種委員会の報告、連絡事項の周知、情報の共有を目的とします。また、管理職と他の職員とが互いの意見を述べ合うことにより、全体の共通認識を図ります。会議は、原則として隔月1回開催します。
- (3) 介護サービス会議
利用者の人権擁護、個別ケア、自立支援を目的として、介護職員の育成と技術向上及び介護サービスの業務改善・効率化等を協議します。会議は、原則として毎月1回開催します。
- (4) ユニット会議
個々の利用者に提供するケアプランの作成過程とその狙いをユニット内の職員で共有し、ケアプランに基づいた個別ケアを充実させるため、ユニットリーダー（介護副主任）を中心として定期及び随時に開催します。
- (5) 各種委員会
施設職員の専門性を高めるために、各種委員会で専門的な活動を行います。利用者のサービス向上や職員研修の場面において、各種委員会マニュアルを活用し向上を図ります。また、関連制度の改正や利用者の状況変化等に対応すべく、適宜マニュアルを見直し、内容の一層の充実を図ります。

(6) その他

職員は、職場内のコミュニケーションを豊かにし、チームワークの円滑を心掛けます。そして、意見交換と試行錯誤を重ねながらチームケアを確立し、誇りとやり甲斐を引き出す職場創りを目指します。

また、職員自身がストレスや心の健康について理解を深め、自らのストレスを予防・軽減することに努めます。

3 処遇

(1) 利用者のサービス向上

介護の質・信頼度を高め安全・快適・思いやりのあるサービスを実践します。

- ① 挨拶・言葉使い・身だしなみ等、接遇マナーの向上に取り組みます。
- ② 利用者、ご家族の思いを受け止め、その人らしい生活が送れるよう支援します。
- ③ 利用者の尊厳・自立支援に基づいたリスクマネジメントの取り組みを行います。
(防げる事故は起こさない、発生した事故の影響は最小限に終息させる)
- ④ 職員間の情報共有を図り、個別ケアの徹底とチームケアにより課題解決に取り組むことで対応力を高めます。
- ⑤ 移乗ボードの活用やタブレット、ナースコール（PHS）の導入により、業務の効率化を図り、利用者・職員に負担のない介護を実践します。
- ⑥ 内部研修や外部研修（OFF-JT）により、知識や技術を高めて介護力の向上に取り組みます。
- ⑦ LIFEによる科学的介護を実践し、質の高いサービス提供に努めます。

(2) 認知症の人のケア

チームによる学習会や外部講師による研修等で認知症に対する理解を深めて対応力を養います。また、具体的なコミュニケーションの取り方や技術を学び実践することで、利用者個々の状況に応じた細やかな心配りができ、安心して落ち着いた生活ができるように努めます。

(3) 看取り介護

施設で最期を迎える利用者や家族の思いを尊重し、その意向に添って人生の最期をその人らしく穏やかに迎えらるよう嘱託医をはじめ多職種協働体制のもとで、身体的及び精神的苦痛をできるかぎり緩和します。また、その人にとっての快適な環境づくりをチームで取り組み、寄り添ったケアの実践に努めます。

(4) 口腔ケア

協力歯科医療機関との連携のもと個別に応じた口腔ケアを実施し、口腔内の清潔を保ち食欲増進、誤嚥性肺炎の予防、口腔機能の維持向上を図ります。更に、協力歯科医療機関から口腔衛生管理に係る指導・助言を受け、口腔ケアの知識と技術の向上に努めます。

(5) 個別機能訓練

理学療法士の指導のもと、機能訓練指導員を中心にして個別機能訓練プログラムに合わせたリハビリを行い、利用者の健康維持・身体機能の低下予防に取り組みます。

更に個別・少人数で楽しみながら身体を動かす機会を生活の中にとりいれて、自立への意欲や生活意欲を高め、利用者の残存能力の活用が図れるよう、介護職員と連携して実施します。

(6) 多職種連携によるケア

考え方や価値観、行動様式など一人ひとり違うため、その違いを尊重した生活を支えて行くために介護・看護・その他の職種が会議や委員会、ミーティング等での話し合いやその記録によって情報を共有し、支援の方向性を明確にし、それぞれの職種がその役割を担い、多職種連携によるケアを推進して行きます。

(7) 褥瘡予防

褥瘡の発生予防を行うため、利用者個別に適切なポジショニング等の研修や褥瘡発生リスクの評価を行い、その結果を基に高リスク者に対しては、褥瘡予防計画を作成し褥瘡管理を行います。

(8) 入所検討委員会

二の丸の入所判定基準に基づき、入所に関する基準を明示することにより入所決定の透明性と公平性を確保し、円滑な施設入所を行います。

4 健康

(1) 利用者の健康保持

利用者一人ひとりの身体状況や健康管理、感染症予防といった生活に密着した看護ケアを行い、疾病への早期対応や嘱託医と連携の下、安心した生活を過ごせるよう努めます。

- ① 嘱託医の回診は、内科医により週2回（火曜・木曜日）実施します。
- ② 胸部X線撮影及び血液検査等を年1回実施します。新規利用者の健康診断は、随時行います。
- ③ インフルエンザやその他必要とされる予防接種を本人またはご家族より同意を得て実施します。
- ④ 毎月、体重測定を実施します。
- ⑤ 毎日、検温等必要なバイタル測定をし体調管理を行います。

(2) 職員の健康管理

職員の健康維持や増進に取り組み、生き活きと働ける環境づくりに努めます。

- ① 健康診断を年2回（7月は全職員、2月は夜勤従事者のみ）実施します。
- ② ストレスチェックを年1回実施します。
- ③ 介護職員の腰痛健診を年1回実施します。
- ④ インフルエンザやその他必要とされる予防接種を本人の同意を得て実施します。
- ⑤ 毎週月曜日のノー残業デーを設け、心身の健康管理に努めます。
- ⑥ ラジオ体操を週3回行います。
- ⑦ にいがた健康経営推進企業に加入し、ストレッチ等で健康づくりに努めます。

5 栄養・食事

(1) 栄養

- ① 利用者の身体状況や嗜好等を把握し、必要栄養量の確保に努め、低栄養（体重減少、褥瘡発生時）の予防及び栄養状態の改善を目的とした一連の栄養ケア・マネジメントを行います。
- ② 利用者の急な体調不良、食欲不振、嚥下困難等の変化について、多職種と連携し迅速に対応します。
- ③ 疾病治療の手段として、医師の指示のもと適切な栄養量及び内容を有する食事の提供を行います。
- ④ 経口維持や経口移行への食事摂取や栄養の管理が必要な利用者について、多職種との連携により摂食・嚥下機能に配慮した計画を作成し、経口による摂取を進めるための管理を行います。

(2) 食事

- ① 給食委託会社と協働し、利用者の嗜好や希望を反映した食事を提供します。
- ② 家庭的な食事の中にも郷土食や行事食を取り入れ、季節感のある食事を提供します。
- ③ 利用者に喜んでいただける食に関する季節行事を企画し開催します。

6 行事関係

利用者の趣味や季節を感じられるような活動を取り入れ、気分転換ができ、楽しみや笑顔につながる行事やレクリエーションを企画し実施します。

7 人材育成

(1) 職員面談

人材育成は、組織による育成と自己による成長の協和であるため、職員面談では、育てる側の育成目標と育てられる側のギャップの擦り合わせと確認を行い、今までのやり方・方法で間違いがないか育成目標の共有化を図ります。

(2) 新採用職員研修

新採用職員研修は、研修計画に従い OJT を通して業務理解を進めていきます。また、精神面のフォロー（心のケア）を行い働き甲斐を持たせ、活力と向上心あふれる施設職員の育成を図ります。

(3) 研修会の参加

施設内外の研修会への参加を積極的に計画します。受講後は、研修で得た知識や技術を復命書や職員会議、委員会等で報告・伝達し、現場で実践することで職員のスキルアップを図ります。

8 防災・保健衛生

(1) 防災

① 防災計画

現在の二の丸は浸水想定区域内にあることから、洪水時等による利用者の円滑かつ

迅速な避難の確保を図る必要があります。避難誘導を習熟するため、訓練を実施するとともに、より良い避難体制を常に模索し検討します。

② 他団体との連携強化

災害時における新発田市との連携、情報交換等を、従来どおり行います。また、身近な防災協力団体と日頃から密接な連携を取ることで、災害時の協力体制を強化して行きます。

(2) 保健衛生

日頃より施設内の整理整頓や環境の整備を心掛け、定期的な換気や共有使用箇所の清掃、消毒を実施して施設内の衛生管理・清潔保持に努めます。

(3) 事故・怪我の対応と防止

① 起きてしまった事故やヒヤリハットは、速やかに報告し、事故原因を究明して再発防止策を講じ、各部署へ報告・周知します。

② ヒヤリハット報告・事故報告の事例等から、委員会で事故の分析、改善策の検討及び再発防止策が職員に周知されているかを検証します。

③ 事故の事例等から、職員に対し事故を未然に防ぐための教育や研修を実施します。

(4) 身体拘束廃止

利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが拘束の身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた統一した意識を持って身体拘束をしないケアの実践に努めます。定期的な委員会の開催と職員に対する研修を年2回実施します。

(5) 虐待防止

虐待防止に向けた意識を持ち、気になることは小さなことでも職員間でオープンに協議・検討することで、施設全体の風通しを良くし、グレーゾーンとされる不適切ケアへの早期発見と対処に努めます。

定期的な委員会の開催と職員に対する研修を年2回実施します。

(6) 業務継続計画（BCP）

感染症発生時及び自然災害発生時の業務継続計画（BCP）による訓練や研修を実施します。

9 地域交流

① 感染症対策を講じながら、地域に根差し開かれた施設となるようボランティアや実習生を積極的に受け入れます。

② 近隣の保育園や中学校、コミュニティセンターや店舗などの地域資源を活用しながら、異世代間とのふれ合いや地域の方々と交流の機会を持つことで、利用者の楽しみや生活の活性化につなげます。

10 苦情への対応

利用者及びご家族等から寄せられる意見、要望、苦情は、問題に気づき改善へのチャンスとして真摯に受け止め、解決に向けて迅速かつ誠実に対応します。

1 1 感染症への対策

- ① 標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、この予防策をより徹底します。

※標準予防策（スタンダードプリコーション）とは、全ての人は伝播する病原体を保有していると考え、利用者および周囲の環境に接触する前後には手指衛生を行い、血液・体液・粘膜などに曝露するおそれのあるときは个人防护具（マスク・手袋・ガウンなど）を用いることです。

- ② 発熱は感染症を疑う重要な指標となるため、感染者やその疑いがある人を施設内に入れないようにするため、施設に来られる全ての人に体調確認を行います。
- ③ 施設の日常の中では 3 密、ソーシャルディスタンスをできるだけ意識をした行動をとることによって、自身を守り、ひいては施設内の感染拡大の抑制に繋がります。
- ④ 感染症流行期には面会が制限されるため、地域での発生状況を踏まえタブレットによるオンライン面会や窓越し面会を行います。
- ⑤ 感染の疑いのある症状が出現した際は、静養室にある陰圧装置を効果的に使用します。

1 2 二の丸移転関係

令和 6 年度の事業については、大手町の旧二の丸跡地の樹木抜根工事を予定しています。ただし、新発田市教育委員会による当該跡地の埋蔵文化財調査終了後での着手となることから、実施時期は未定となっています。新発田市と連携しながら進めます。

なお、当該樹木抜根工事の終了をもって、二の丸移転関係の事業はすべて終了となります。

令和6年度 年間行事・研修等開催計画

月	行事・研修等予定	月	行事・研修等予定
4	お花見週間 消火器・消火栓訓練 新任オリエンテーション 感染症対策研修(新任) 防災研修(新任) 褥瘡対策研修(新任)	10	総合避難訓練(夜間想定) 感染症対策研修 事故防止研修 アニマルセラピー 身体を動かすリフレッシュ研修
5	停電時設備取り扱い講習 手洗い週間	11	秋の作品展 地震発生時放送訓練 身体拘束防止研修 手洗い週間 食事嗜好調査
6	身体拘束研修 喀痰吸引研修 倫理法令研修 ななは保育園交流会	12	クリスマス会 褥瘡対策研修 高齢者虐待防止研修 水害想定机上訓練
7	七夕祭り 高齢者虐待防止研修 事故防止研修 感染症対策研修 非常通報設備訓練 夏祭り	1	新年餅つき大会 感染予防対策訓練 看取り研修
8	総合避難訓練(日中想定) 感染予防対策訓練 接遇研修	2	節分(豆まき) 夜間通報訓練 手洗い週間
9	敬老会 彼岸法要 お客様アンケート	3	彼岸法要 防災学習会

定例会議

管理会議(毎月第2水曜日)

職員会議(偶数月第3金曜日)

定例行事

リハビリ(毎週木曜日)

茶話会(毎月第4木曜日)

売店(毎月第2・4火曜日)

書道(毎月第2・4金曜日)

散髪(毎月第2・4月曜日)

わくわくクラブ(毎月不定期)

衣類販売(不定期)

1 令和6年度重点方針

(1) 安定した施設経営を行います。

- ① 建物、設備、器具備品の計画的な修繕や更新を行うことで、経営に必要な基盤整備を進めます。
- ② 健全経営に向け、収入面では、空床の課題解決に最善を尽くし、稼働率の向上を目指します。また支出面では、消耗品の管理を徹底することで最大限の節減に努めます。
- ③ 災害や事故、また感染症などのリスクを常に想定した対応と体制を整備するための研修を実施し、職員のリスク管理能力の向上を図ります。

(2) 利用者サービスの向上に努めます。

- ① 利用者が安全、安心に生活を送れることを第一とします。
- ② 利用者一人ひとりの生活を中心に置くケアを目指します。

(3) 働きやすい職場づくりを目指します。

- ① 「処遇モットー」の実践を通じて、思いやりの心を大切に良好な職員関係の構築を目指します。
- ② 育児・介護等への組織的な支援を通じて、職員が仕事と生活を両立できるよう努めます。
- ③ 職員の人材育成は、その育成計画と目標管理により段階を踏まえ組織的に管理します。
- ④ 職員の施設内外への研修参加、個々の能力開発を奨励し、職員の成長を支援します。
- ⑤ IT 機器などの積極的な活用により業務の簡略化と効率化を図り、職員の負担軽減を図ります。

2 管理運営

(1) 管理会議

法人運営方針並びに処遇方針に則り、とっさか全般の課題を協議するため、原則として月1回開催し、各種対策方針の決定及び進捗管理を迅速に行います。

(2) 施設サービス会議（労働安全衛生委員会）

施設サービスの課題を協議するため、管理職並びに各部署の責任者により定期及び随時に開催します。

(3) 介護サービス会議・しろとり会議（居宅介護支援）

それぞれの分野の課題検討と対策の実施ならびに情報発信を目的として、所管する管理職の下に会議を置き協議します。

(4) 職員会議

とっさか全体の課題を議論し、併せて、研修の復命、各種委員会の報告、連絡事項の周知

を徹底することを目的として、全職員により原則として毎月開催します。

(5) 各種委員会・部会・部署（ユニット）会議

管理運営上のテーマに沿って、別に定める各種委員会等を設置し、部署または多職種協働による改善活動に取り組みます。目標達成に向けた活動を通じて職員としての成長を促すとともに、適時的確で多様なコミュニケーションと各機関同士の連携協調をベースとして、幅広い視点を持った提案実現スキルの養成を目指します。

3 処遇

処遇モットー「おもいやりが伝わる行動をしよう。」

- ・立ち止まってあいさつしよう。
- ・立ち止まって話を聴こう。
- ・立ち止まって返事をしよう。

(1) 入退所検討委員会

とっさか入所指針に基づき、とっさかへの入所の順位を判定します。また、利用者の心身状況の改善、ご家族の意向、受け入れ先の態勢等、退所の可能性と指導方針について検討します。

(2) サービス担当者会議（ケースカンファレンス）

利用者個々について、介護、看護、機能訓練、栄養のサービス計画を、専門職員により整合的に提供するため協議・調整を行います。介護支援専門員（生活相談員）は、関係職員（ケアチーム）を計画的に招集し開催します。

(3) 利用者を主人公とするケア

利用者一人ひとりの生活を中心におくケアに近づけるため、ユニット単位のケアとサービス展開を進めます。そのため、ケアチームとして職員を配置するとともに、業務のあり方を常に見直し、ユニットの独自性が発揮でき、利用者を主人公とするケアの自覚を高めます。

① アクティビティ

自分らしく生き活きと暮らせるよう、自立支援を念頭に入れた生きがい活動のバリエーションを広げます。施設内外の資源を活用し、計画的かつ機動的に援助します。

② 季節行事

社会性や季節感ある生活が喪われないう、ユニットあるいは各種部会の企画により季節行事を実施します。

(4) 認知症ケア

精神科医の指導の下、原因疾患をふまえた個別の科学的ケアを進めます。施設サービスの長を生かして在宅介護では限界のある BPSD（行動・心理症状）の改善を目指します。

認知症ケアの対応

- ・見る・・・目線の高さを同じにする。正面から。近くから。
- ・話す・・・優しく。穏やかに低めの声で。前向きな言葉で。

- ・触れる・・・つかまない。ゆっくり。一定の重みをかけて。
- ・立ってもらう・・・できるだけ身体を起こす。立つ時間を作る。

(5) 看取り介護

住み慣れた施設で最期まで暮らすことを希望される方へは、医療やご家族との連携を図りながら、自分らしく尊厳を保ちつつ、心穏やかに過ごせる介護と居住環境を提供します。

4 健康

(1) 利用者の健康保持

① 嘱託医健診 内科医により週2回、精神科医により月1回実施します。

② 健康管理

- ・職員の健康維持や増進に取り組み、生き活きと働ける環境づくりに努めます。
- ・血液検査を年1回、レントゲン検査を年1回実施します。新規入所時には別途行います。
- ・利用者全員の体重測定を毎月初めに行います。

③ 口腔ケア

- ・歯科医師、歯科衛生士の定期的指導を受け、身体機能に応じた日々の口腔衛生を行い、摂食機能の改善と嚥下性肺炎等の予防を図ります。

④ 感染症対策

- ・感染症を施設に持ち込まないために最善の方法を尽くします。
- ・インフルエンザやその他必要とされる予防接種を本人またはご家族より同意を得て実施します。
- ・感染症予防の基本動作を徹底するとともに、発症情報の収集に努め、流行期にはご家族、ボランティア等へも警戒を周知します。
- ・発生の初動が死活を別けるという教訓に学び、利用者防衛という視点から対応能力の強化訓練を行います。
- ・インフルエンザやノロウイルスなど感染症の研修を行い、発生時の対応手順を再確認することで蔓延を防止します。

⑤ 褥瘡の撲滅と予防

- ・治癒にとどまらず再発を防ぐプランとサービスを継続します。
- ・新規入所または退院褥瘡者へは、個別プランを多職種との連携により策定し治癒を目指します。

(2) 機能訓練・自立支援

① 個別計画

- ・身体機能評価に基づいて個別の機能訓練計画を立案し、自立に向けた訓練と介護を提供します。

・理学療法士の指導のもと、日常生活を営むために必要な機能の改善、減退を防止するための訓練を計画します。

② 日常機能訓練

・個別機能訓練計画により、機能訓練員及び介護員が計画的に連携して実施し、一人ひとりの残存機能の維持と身体機能の改善を目指します。

・毎朝の体操、食前の嚥下体操及び行事やレクリエーションに際しても機能訓練を意識的に取り入れた運動促進により生活全般の機能改善を図ります。

(3) 職員の健康管理

- | | |
|-------------|---|
| ① 健康診断 | 年 2 回実施します（9 月全職員対象、2 月夜勤従事者対象）。 |
| ② ストレスチェック | 年 1 回実施します（9 月全員対象）。 |
| ③ 腰痛検査 | 年 1 回介護員に実施します。 |
| ④ 腰痛予防体操 | 毎日の始業前の準備体操の励行と 11：30～のストレッチ体操を行い、腰痛にならないよう予防体操を行います。 |
| ⑤ 労働安全衛生委員会 | 月 1 回施設サービス会議に合わせて開催します。就労環境の改善を図り、随時産業医の指導を受けて適正な健康管理に努めます。併せて、メンタルヘルスに関して面談等の機会を設け、不調者を早期に発見し相談機関へつなげるなどの対策に取り組めます。 |

5 栄養・食事

(1) 栄養ケアマネジメント

- | | |
|--------|---|
| ① 嗜好調査 | 年 2 回実施し、毎食の摂取量調査とともに献立と咀嚼、嚥下能力に応じた調理の参考とします。心身の状況変化や個別の要望には、栄養士において随時考慮するとともに、カンファレンス及び再プランニングに反映させます。 |
| ② 栄養管理 | BMI 値、血清アルブミン値等、科学的データに基づく個別栄養ケアプランを通じて、低栄養状態とならないよう適切な栄養管理サービスを提供します。 |

(2) 魅力ある食事の適時適温提供

- | | |
|----------|--|
| ① 献立の多様化 | 献立や選択メニューのバリエーションを広げ、とっさかを利用する大きな魅力として、季節感の味わいと豊かな食生活を提供します。 |
| ② 給食献立会議 | 利用者の要望を反映させるため、委託業者と年 2 回以上開催し、献立と調理の参考とするとともに、食事提供体制の改善を図ります。 |

6 人材育成

介護サービスの質は何より人材の質にあり、別に定める人材育成計画により組織的、計画的に育成を図ります。職員一人ひとりに向上目標を明確に持たせるとともに、上司の責務として適切なコミットメントにより育成の効果を高めます。その育成プロセスは段階をふまえ組織的に管理します。

7 防災・環境

(1) 防災

防災計画に従い、全職員に対し有事の基本動作の習得と防災意識の徹底を図るとともに、職員の習熟度に応じた非常対応能力の向上を目的とし、担当委員会の計画により防災訓練及び講習を実施します。防災訓練には、区長や地域住民の参加を得る等、日頃から地域との結びつきを密にし、地域社会と施設がお互いに助け合う関係づくりに努めます。

(2) 事故、けがの対策と防止

- ① 安全対策 事故事例等から想定可能な危険を洗い出し、定期的に施設内の設備、職員の動作等について安全パトロールを実施する。また、危険を予知する能力の向上を図る研修を実施します。
- ② 再発防止 起きてしまった事故や未被害事例（ひやりハッと！）は、速やかに報告するものとし、安全衛生委員会（対策会議・検証会議）の検討をふまえながら、部署の主任は事故の状況等の詳細調査し、原因を究明して再発防止対策を講じます。
- ③ 分析 事案のリスク評価を行い、対策の効果を測定します。評価結果及び対策の改善については、主要各会議へ報告・周知します。また、統計的分析を行い対策やマニュアルに活かします。

(3) 環境

- ① 施設美化 施設内の環境美化のため各ユニット独自の企画により装飾等を行います。
- ② 生活環境 各ユニットにおいて、臭気、室温、湿度の管理対策を計画的に実施するとともに、居室担当リーダーにおいて、適切に配慮します。
- ③ 居室環境 ユニット並びに居室担当リーダーは、利用者のベッド、床頭台、車椅子等、身の器具備品の安全点検並びに清潔保持に努め、有効活用を図ります。

(4) 自主点検

安全で健康的な生活環境を維持するため、設備と居住環境について毎月自主点検を実施します。

8 地域交流

- (1) インフルエンザなどによる制限下においても、ボランティア団体との連携を確保するため必要な活動を模索し協議する機会を設けます。
- (2) 趣味ボランティア及び職員多職種の協働により生活に変化を感じられるレクリエーション

ンを提供します。

- (3) 恒例のとっさかまつりは、利用者が楽しめる夏の一大イベントとして施設内完結行事となるよう実施します。
- (4) 地域に密着した施設を目指し、情報の公開と施設資源の開放を行います。
- (5) 地域包括支援センター、社会福祉協議会、他の介護保険事業者との連携と密にして、関係市町村の住民福祉の進展に貢献します。
- (6) フードバンクに食品の提供を行います。

9 苦情への対応

サービスへの苦情は、問題に気づき改善へのチャンスとして真摯に受け止め、第三者委員とともに円満な解決に向け、オープンかつスピーディに対応します。その経過については、申し出者の意向を尊重した上で、原則、施設内に掲示して公開します。

10 感染症への対策

- ① 標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、この予防策をより徹底します。

※標準予防策（スタンダードプリコーション）とは、全ての人は伝播する病原体を保有していると考え、利用者および周囲の環境に接触する前後には手指衛生を行い、血液・体液・粘膜などに曝露するおそれのあるときは个人防护具（マスク・手袋・ガウンなど）を用いることです。

- ② 発熱は感染症を疑う重要な指標となるため、感染者やその疑いがある人を施設内に入れないようにするため、施設に来られる全ての人に体調確認を行います。
- ③ 施設の日常の中では3密、ソーシャルディスタンスをできるだけ意識をした行動をとることによって、自身を守り、ひいては施設内の感染拡大の抑制に繋がります。
- ④ 感染症流行期には面会が制限されるため、地域での発生状況を踏まえタブレットによるオンライン面会や窓越し面会を行います。
- ⑤ 感染の疑いのある症状が出現した際は、個室において次亜塩素酸 空間除菌脱臭機を効果的に使用します。

11 その他

- (1) ボランティアの指導、福祉系専門学校等の実習を積極的に受け入れます。
- (2) 地域包括ケア構想の進捗を注視し、とっさかの蓄積してきた専門技術や人材その他の資源を使い、地域の高齢者福祉の一翼を担える新たな事業の展開について調査・検討を行います。

令和6年度 年間行事・研修等開催計画

月	行事・研修等予定	月	行事・研修等予定
4	観桜会 BCP 研修（新採用職員）	10	運動会 電気設備対応説明会 満足度調査（ショート）
5	医務連携研修（新任・異動職員） 褥瘡予防研修（新任職員） 事故防止研修（新任職員） 感染症研修（新任・異動職員） 身体拘束・虐待防止研修（新任職員）	11	胎内小児童交流会 とっさか作品展 障害者アート展 バスハイク 避難訓練（日中想定・消防署立会い） 口腔ケア研修 満足度調査（ホーム・居宅） 感染症予防・まん延防止テスト 身体拘束廃止に関する研修（2回目）
6	防災訓練（新任・異動職員） 感染症（手洗い）研修	12	柚子湯 嗜好調査（食形態調査） 事故防止研修（2回目） 水害想定避難訓練 BCP 研修
7	七夕祭り とっさか祭り 保育園との交流会 総合防災訓練（夜間想定） 火災通報訓練（消防署通報） BCP 研修（避難訓練と一体） 嗜好調査（食形態調査） 新型コロナウイルス感染症研修（シミュレーション） 高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する研修（1回目） 認知症研修	1	新年お楽しみ会（鏡割り） BCP 訓練（シミュレーション） 褥瘡予防研修 喀痰研修フォローアップ研修（2回目） 高齢者虐待防止に関する研修（2回目）
8	苦情振り返り研修 事故防止研修（1回目） 喀痰吸引フォローアップ研修（1回目） 夜間通報訓練 BCP 研修	2	節分（豆まき） BCP 訓練（シミュレーション） 看取り研修
9	民謡流し・中条まつり見物 敬老会 彼岸法要 アニマルセラピー 夜間通報訓練 感染症実践研修（ノロウイルス） 避難用滑り台訓練	3	彼岸法要 苦情分析・報告 ボランティア懇談会

毎月定例会議

施設サービス会議（第3水曜）・職員会議（第4金曜）入所判定会議（4, 6, 8, 10, 12, 2月開催）

定例行事・ボランティア・その他

内科回診（月・金曜）・精神科回診（第2金曜）・歯科衛生士による口腔ケア（月2回）

売店（月曜日）・散髪（第2・4月曜）・シーツ交換ボラ（火・木曜）

大正琴ボラ（第2・4木曜）・ビル清掃（隔月、2日間）・選択食（年4回）

リハビリ（毎週火曜）・ノー残業デイ（毎月第1・第3木曜）

1 令和6年度重点方針

- (1) 地域に暮らす全ての高齢者が、尊厳をもって暮らし続けることができるように、質の高い公平中立なケアマネジメントを実践します。
- (2) 自立支援に向けた居宅サービス計画書を作成し、利用者やその家族が望む暮らしが実現できるように、多種多様な専門職と連携します。
- (3) 支援を必要としている利用者を積極的に受け入れるとともに、急な依頼への対応ができる事業所態勢を整えます。

2 管理運営

- (1) 居宅支援しるとり居宅介護支援事業運営規程の趣旨に基づき以下のサービスを提供します。

居宅介護サービス計画の作成並びにその管理
居宅支援サービス計画の作成並びにその管理
- (2) 苦情処理窓口を常設し、当事業所のみならず介護サービスを提供する事業者について、利用者からの相談・苦情を迅速に対応します。
- (3) 緊急事態にも柔軟に対応できる体制を整えます。
- (4) 主任介護支援専門員を配置し、中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを実施し、地域全体のケアマネジメントの向上に努めます。
- (5) 介護支援専門員実務研修見学実習の受け入れを行います。
- (6) 居宅介護支援事業の高度化、効率化を目的とし、しるとり会議を定期及び随時に開催します。
- (7) 特別養護老人ホームとっさか（以下「ホーム」と略称）と一体運営であることに鑑み、ホームの各種会議・事業等に参画します。

3 接遇関係

- (1) 利用者の心身の状況やご家庭の環境を十分に把握し、その結果と利用者の希望に基づいて、できるだけ自立した生活を送ることができるよう居宅サービス計画を作成します。

また、計画に従って適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービス事業者との連絡・調整を行なうとともに、これらの経過を継続的に管理します。
- (2) 利用者の心身状態の悪化防止の観点、要介護状態にならないよう予防の観点を持ってサービスを提供します。
- (3) 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく公正中立を原則とします。
- (4) 懇切丁寧を旨とし、利用者、家族にわかりやすく説明し、文書で同意を得た上で文書を交付します。

- (5) 利用者の個人情報の保護に努めその取り扱いには十分留意します。
- (6) 地域の保健・医療・福祉サービス事業者や各保険医療機関、関係市町村との連携を図り統合的・効率的にサービスを提供します。
- (7) 利用者の要介護（支援）認定申請や介護保険施設等の入所に関わる便宜を提供します。
- (8) 在宅高齢者に対する災害時避難行動への理解促進に向け、関係市町村と連携し取り組みます。

4 職員研修関係

老人福祉施設協議会等各関係機関の企画する研修や施設内研修等に積極的に参加し、職員の資質・技術の向上を図ります。

5 地域交流関係

地域在宅福祉推進に寄与するため、市や他の保健医療福祉関係団体等との交流と連携を図り、保健・福祉サービスの啓蒙に努めます。

- 6 この計画に定めるもの以外は、ホームの事業計画によります。

1 令和6年度重点方針

- (1) 職員のスキルアップとサービスの質の向上を目指します。
 - ① 利用者の人権および自己決定を尊重し、個々のニーズに応じたケアを提供します。
 - ② 利用者の QOL の向上を図り、いきいきと生活を楽しむことができるよう取り組みます。
 - ③ 職員研修の充実および OJT による人材教育に取り組み、職員の資質及び専門性の向上を図ります。
- (2) 働きやすい職場環境を作ります。
 - ① チームケア実践のため部署間、他職種間のコミュニケーションを深め、良好な職員関係を構築します。
 - ② ICT 化を推進することで、業務の効率化、利用者・職員の負担軽減を図り、安心安全な介護の提供につなげます。
- (3) 安定した施設運営により、地域に根差した施設を目指します。
 - ① 空床日数を減らし稼働率の向上に努めます。
 - ② 介護用品の適切な使用、物品愛護による経費削減を図ります。
 - ③ 計画的な備品購入、修繕により建物・設備の中長期的な保全を図ります。
 - ④ 地域との交流をすすめ地域貢献に努めます。

2 管理運営

- (1) 管理会議（労働安全衛生委員会・安全管理対策部門）

法人運営方針並びに処遇方針に則り、施設の安全管理運営・行事計画・感染症、災害発生時の対応等を協議します。原則として毎月 1 回開催し、決定事項については、全職員に周知徹底を図ります。
- (2) 職員会議
施設サービスの課題を議論し解決に向け協議します。併せて各部署、各委員会等の報告・伝達、研修の復命の場として情報の共有を図ります。原則として偶数月に開催し、決定事項を全職員に周知します。
- (3) 介護主任・副主任会議（生産性向上対策委員会）

介護職員の育成と技能の向上に向けた活動を行います。また、日課等利用者本位の目線で見直しを進め、業務改善に取り組みます。併せて介護業務手順書等所管するマニュアルの見直しを行い、内容の一層の充実を図ります。

また、介護現場における生産性の向上に資するため、課題を抽出及び分析した上で、利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討します。
- (4) 部署会議
各部署が抱える課題を協議し解決に向けた取り組みをします。介護部署においては、棟ごとに活動目標を定め、その取り組みについて評価し次年度へ反映させます。

(5) 各種委員会

各委員会の事業計画の詳細について協議し、所管する活動をとおして職員個々の専門性を高め、全体のスキルアップを図ります。委員会運営には PDCA サイクルの視点を通して、業務の改善や効率化を図り、成長を継続させます。また、所管するマニュアルの見直しを適宜行い、内容の一層の充実を図ります。

3 処遇

(1) その人らしい暮らしの実現

利用者一人ひとりに誠実に向き合い、その人が「主役」となる生活が送れるよう、介護の専門性を活かし支援します。

① ケアマネジメントプロセスの実践

個々の利用者の心身の状況やおかれている環境、希望などを把握分析した上で、どのような暮らしを実現したいかという視点に立って、個別に作成した介護サービス計画に基づき各サービスを提供します。また、適切に実施されているか評価を行います。

② チームアプローチによるケア

異なる専門性をもつ多職種がそれぞれの専門職の能力を活かして、専門的視点での情報収集やアセスメントなど、多方面からの視点による総合的な支援を行います。

③ QOL（生活の質）の向上

各棟の特徴や地域性を活かしながら、利用者が楽しく主体的に参加できるクラブ活動やレクリエーション等の余暇活動を提供します。また、家族や地域とのつながりを維持しながら利用者が居心地良く暮らすための環境づくりを行います。

(2) 認知症の人のケア

① 謙虚な姿勢（ご利用者に対する上から目線の姿勢を防ぐために）

② 丁寧な言葉遣い（ご利用者のプライドや自尊心を尊重するために）

③ 笑顔の挨拶（ご利用者自身が存在と必要性を感じられるように）

(3) 個別機能訓練

理学療法士の指導のもと、機能訓練指導員が個別に作成した計画に従い、機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種職員が協働して訓練を行い機能の維持・向上に努めます。訓練については多方面からアプローチを行い、個別、集団リハビリの他、普段の生活で行う生活リハビリを通して、利用者の自立を支援します。

(4) 看取りケア

住み慣れた施設で最期まで暮らすことを希望される方へ、医療や家族との連携を図りながら、自分らしく尊厳を保ちつつ、心穏やかに過ごせるケアと環境を提供します。

(5) 褥瘡マネジメント

褥瘡の発生に係るリスクを評価し、利用者ごとに褥瘡ケア計画を作成、計画的に褥瘡管理を行うことで、褥瘡の発生予防、発生時における苦痛の緩和と早期治療を目指します。

(6) 考えるケアと感じるケア

① 科学的介護の推進

科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、フィードバックされた客観的なデータをもとにサービスの内容を改善、効果の検証を行い、エビデンスに基づいた効果的な介護サービスを提供します。

② 「気づく力」の成長

これまでの経験や感覚による日常の中での「気づき」を可視化し、職員間で共有することで、利用者の異変や体調の変化を早期に発見し、事故やけがの予防、心身の安定等に努めます。

4 健康

(1) 利用者の健康管理

① 嘱託医回診 内科医により月に2回以上実施します。

② 健康管理

- ・胸部 X 線撮影及び血液検査等を年1回実施します。新規利用者は入所時随時行います。
- ・体重測定を毎月実施します。

③ 感染症対策

- ・インフルエンザやその他必要とされる予防接種を本人またはご家族より同意を得て実施します。
- ・感染症予防の基本動作を徹底するとともに、発症情報の収集に努め、流行期にはご家族、ボランティア等へも警戒を周知します。

④ 口腔ケア

- ・協力歯科医療機関の指導のもと、口腔ケアの知識と技術の向上につとめ、適切に口腔ケアを行い、摂食機能の改善と嚥下性肺炎等の予防を図ります。

(2) 職員の健康管理

① 健康診断 年2回実施します。（9月に全職員対象、2月に夜勤従事者対応）

② ストレスチェック 年1回実施します。

③ 腰痛検査 介護員に対し年1回実施します。

④ 労働安全衛生委員会 月1回の管理会議に合わせて開催します。就労環境の改善を図り、随時産業医の指導・助言を受けて適正な健康管理に努めます。

⑤ インフルエンザやその他必要とされる予防接種を本人の同意を得て実施します。

⑥ 職員の健康維持や増進に取り組み、生き活きと働ける環境づくりに努めます。

⑦ 毎週月曜日をノー残業デー、毎週火曜日をラジオ体操の実施日とし、職員の心身の健康管理に努めます。

5 食事・栄養

～給食委託会社と協働し、利用者に喜んでいただける食事を提供する～

- ① 利用者の立場に立った家庭的で安心できる食事を提供します。
- ② 利用者個々の食事の形態にあった安全でおいしい食事を提供し「口から食べること」をとおして利用者の QOL を支えます。
- ③ 多職種が連携を図り、利用者の嗜好や体調の変化にスムーズに対応します。
- ④ 四季折々の催しに合わせた行事食や季節感のあるメニューを提供することで、利用者が関心と期待感を持てる食事を提供します。
- ⑤ 利用者個々の一連の栄養ケアマネジメント行い、栄養状態の改善と低栄養の予防を図ります。

6 行事関係

利用者のニーズを捉え、満足感と笑顔が見られる行事を計画します。時節にあった催しを主体に利用者自身が参加できるものを企画し実行します。

7 人材育成

新任者に対しては「職場への適応支援」を目的として、現任者へは「職域やスキルアップ、キャリアに応じた人材開発」の機会として、計画的に育成プログラムを実施し、職員の成長を促進します。

(1) 育成面談

人を育て、活かし、いい仕事を導くものとして計画的に職場面談を行います。また、介護スキルの向上、職員のフォローアップを目的として、評価表を活用し上司と「1 on 1」の育成面談を行います。

(2) 施設内研修

専門的な知識や技術、能力・資質の向上のための各種研修会を実施します。研修会の企画・実施を多職種で行うことで、職員の相互理解、多職種協働を促進します。また、施設外研修の復命研修や職員が講師を担当することで資質の向上を図ります。

(3) 施設外研修

各関係機関の主催する研修等に積極的に参加し、新しい情報や知識の習得、考え方を学びます。これらを施設内に還元することで資質の向上に努めます。

(4) 自己啓発

職員の自己啓発の意欲を増進させる研修情報や便宜を提供し、職員の向上心を高めま

す。

8 防災

防災計画に従い、設備の保守点検を徹底します。避難訓練の実施により職員の防災意識の高揚を図ります。また、地域住民との協力体制を構築します。

災害を想定した備蓄品を検討し、備蓄して行きます。防災要領、BCP（業務継続計画）の必要な見直し、日常の防災安全チェック体制と非常災害発生時における対応体制の整備改善を

進めます。

9 環境保健・安全衛生

- ① 利用者の状況を常に把握し、事故の防止・未然回避を図り、安全・快適な居住環境で生活できるようリスクマネジメントを徹底します。事故等が発生した場合には速やかに適切な対応をし、原因を究明して再発防止対策を講じます。
- ② 安全で健康的な生活環境を維持するため、設備と居住環境について毎月自主点検を実施します。
- ③ 職場環境を整え労働災害ゼロを目指します。
- ④ 日頃から衛生意識の高揚を図り、感染予防体制を徹底します。感染症流行期前には研修を行い、発生時の対応手順を再確認しまん延を防止します。

10 地域交流・地域貢献

(1) ボランティア活動の受入と支援

多様なボランティア活動の受け入れを図り、その活動が円滑に行われるよう支援します。

(2) 地域社会との連携

近隣の学校の体験学習受入や地域の交通安全運動に参加し、地域住民組織との連携を深め、地域に密着し、地域の人々に親しまれる施設づくりを進めます。

11 広報

(1) 地域の人々への情報提供

広報活動をととして施設状況等の情報を地域の人々に提供し、社会福祉施設への理解を深め、地域の人々の協力を得ながら、開かれた施設づくりを進めていきます。

(2) ホームページの充実と広報紙の発行

ホームページや施設広報を通じ、利用者家族と職員の連携を深めます。併せて職員相互の協力を高め、明るく活気のある職場づくりを目指します。

12 苦情への対応

寄せられる苦情やご意見を施設の課題解決に向けた大切なきっかけとして前向きに捉え、課題解決に向けて積極的な活動を行います。また、年1回、満足度アンケートを実施し、提供しているサービスを振り返り、サービスの資の向上を図ります。

13 個人情報の保護

個人情報保護法及び法人の個人情報保護方針や個人情報保護規定に則り、利用者等の個人情報を適切に取り扱い、利用者等の権利と尊厳を守ります。

14 感染症への対策

- ① 標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、この予防策をより徹底します。

※標準予防策（スタンダードプリコーション）とは、全ての人は伝播する病原体を保有していると考え、利用者および周囲の環境に接触する前後には手指衛生を行い、血液・体液・粘膜などに曝露するおそれのあるときは个人防护具（マスク・手袋・ガウンなど）を用いることです。

- ② 発熱は感染症を疑う重要な指標となるため、感染者やその疑いがある人を施設内に入れないようにするため、施設に来られる全ての人に体調確認を行います。
- ③ 施設の日常の中では 3 密、ソーシャルディスタンスをできるだけ意識をした行動をとることによって、自身を守り、ひいては施設内の感染拡大の抑制に繋がります。
- ④ 感染症流行期には面会が制限されるため、地域での発生状況を踏まえタブレットによるオンライン面会や窓越し面会を行います。
- ⑤ 感染の疑いのある症状が出現した際は、個室を利用し拡大防止に努めます。

令和6年度 年間行事・研修等開催計画

月	日	曜日	行事・研修等予定	月	日	曜日	行事・研修等予定
4	5	金	新任職員・異動職員研修 褥瘡予防・移乗介助施設内研修（通年） 入浴介助研修（通所介護対象）	10	11	金	身体拘束防止研修 お楽しみ会
		23	火			観桜会 菜の花見学	16
5	22	水	施設内報発行 感染症対策研修① パーソン・センタード・ケア基礎研修	11	5	火	インフルエンザワクチン予防接種 痰吸引フォローアップ研修～1月末 事故防止研修 認知症ケア研修
		24	金			笹団子作り 消火器、消火栓、担送訓練 歓迎会（親睦会）	16
6	12	水	痰吸引フォローアップ研修 褥瘡予防施設内研修 接遇施設内研修 身体拘束防止研修	12	17	火	忘年会（親睦会） 高齢者虐待防止研修 感染症対策研修③ 防災研修（業務継続計画）
		18	火			梅シロップ作り 瓢湖あやめ見学（21日） 施設内安全点検	24
7	4	木	痰吸引フォローアップ研修～9月末 看取りケア研修 事故防止研修	1	23	木	餅つき大会
		10	水			手作りおやつ① カレーライス作り 総合避難訓練（日中想定） 暑気払い（親睦会）	8
8	3	土	高齢者虐待防止研修 苦情対応施設内研修 防災研修（業務継続計画） つきおかの里夏祭り	2	3	月	防災訓練 感染症対策研修④ 節分会
		3	土			つきおかの里夏祭り	6
9	9	月	敬老会（中旬） ハラスメント防止に係る研修 感染症対策研修②	3	18	火	送別会（親睦会） 施設内報発行 ぼたもち作り
		17	火			職員健康診断 お月見団子作り	
	18	水	通報訓練				
	25	水	秋の収穫祭				

◎管理会議（毎月第2水曜日）、職員会議（偶数月の第4水曜日）、入所検討委員会（偶数月の第3金曜日）

各棟で合同誕生会実施（手作りおやつ提供）

書道・音楽・華道の各クラブは月1回、理髪は毎月第2・第4月曜日に実施。

健康増進のため全館でラジオ体操を週1回（火曜日）実施。

施設内に季節感のある飾り付けをする。

1 令和6年度重点方針

- (1) 利用者、家族、介護支援専門員と連携を密に図り、利用者の自立を支援します。
- (2) 利用者本位の視点に立ってケアの方向性を検討し、職員間で情報共有しながらチームケアで利用者を支援します。
- (3) ご本人の好きなこと、出来ることに着目し、デイサービスで心地よく過ごしていただく環境づくりを行います。

2 管理運営

(1) デイ会議

デイサービス全般の課題や問題点について検討し、解決に向け協議します。原則として偶数月、第2金曜日に開催し、決定事項については全職員に周知します。

(2) 主任・副主任会議

職員の育成と技能の向上に向けた活動をします。また、日課等利用者本位の目線で見直しを進め、併せ所管するマニュアルの見直しを行い、内容の一層の充実を図ります。原則として偶数月、第1木曜日に開催し、決定事項については全職員に周知します。

3 サービス内容

利用者個々の状態を把握し作成された通所介護計画書・予防通所介護計画書に沿ったサービスを提供します。

(1) 入浴サービス

作成された通所介護計画書・予防通所介護計画書及び利用者の状態に沿った入浴サービスを行います。

(2) 食事サービス

作成された通所介護計画書・予防通所介護計画書及び利用者の状態に合わせた食事を提供します。

(3) 個別機能訓練

個別機能訓練指導員によるリハビリと利用者個々の身体機能に応じた訓練・指導を行い身体機能の維持・向上に努めます。

(4) レクリエーション・行事

利用者のニーズを捉えてレクを提供し、時季に合った催しを提供します。利用者の満足感と達成感と笑顔のある行事・レクを企画し実行します。

(5) 健康チェック

家族と担当ケアマネとの連絡を密にして、利用者の状態を把握します。

(6) 送迎

家族との連絡調整を行い、安全に配慮し送迎します。

(7) 苦情への対応

寄せられる苦情やご意見を施設の課題解決に向けた大切なきっかけとして前向きに捉え、課題解決に向けて積極的な活動を行います。

4 行事・誕生会

利用者に楽しい一日を過ごしていただき日常生活に潤いが持てるように、毎月の誕生会をはじめ、それぞれの季節に合った行事を行います。

4月 お花見会	10月 焼きリンゴを食べる会
5月 フルーツポンチを食べる会	11月 スイートポテトを食べる会
6月 春の運動会	12月 年忘れお楽しみ会（焼き芋）
7月 スイカ割り	1月 餅つき大会
8月 お楽しみ会（かき氷）	2月 どら焼き作り
9月 ホットケーキ作り	3月 お汁粉を食べる会

5 職員研修

各関係機関の主催する研修等に積極的に参加し、新しい情報や知識の習得、考え方を学びます。これらを施設内に還元することで職員の資質の向上に努めます。また、他施設との情報交換を行います。

6 地域交流

ボランティア活動の受入れや近隣学校の総合授業等の受入を図り、地域に密着し、地域に開かれた施設を目指します。また、在宅福祉推進に寄与するため福祉施設団体との交流を深めます。

1 令和6年度重点方針

- (1) 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるように質の高い公正中立なケアマネジメントを実践します。
- (2) 常に利用者や家族の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整し、高齢者が在宅での生活を継続できるように支援します。

2 管理運営

(1) 居宅介護支援会議

利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とし実施します。また、適切な居宅介護支援業務の遂行や居宅介護支援業務マニュアルの課題、問題点について協議します。原則として毎週1回開催し、決定事項は居宅介護支援職員に周知します。

3 在宅生活への支援

- (1) 個々の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画を作成し、その計画に従って適切にサービスが提供できるように各サービス提供事業者との連絡・調整を行います。
- (2) 利用者及び家族とのコミュニケーションを重視し、内外的な環境を理解することで信頼関係を築きます。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重して、サービスの利用が特定のサービス提供事業所に不当に偏ることのないようにします。
- (4) 各種申請や介護保険施設等の入所に関わる情報を提供します。

4 関係機関との連携

事業の運営にあたっては、地域の保健、医療、福祉サービス事業者や各地域包括支援センター、関係市町村との連携に努めます。

5 個人情報取り扱い

個人情報保護の重要性に鑑み、法令を順守し利用者及びその家族の知り得た情報を厳守し、その取扱いには十分に留意します。

6 苦情関係

苦情の窓口を常設し、自らが提供した居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等において、利用者及び家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に

対応します。

年1回、満足度アンケートを実施し、ケアマネジャー自身の対応を振り返り、サービスの資質向上を図ります。

7 職員研修関係

多様化、複雑化する課題に対応するための取り組みとして、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する関係機関が企画する研修等に積極的に参加し、自己研鑽を図ります。また、研修生を受け入れる等し、他者に教えることで自身のスキルを確認し、資質・技術の向上を図ります。

8 職員のメンタルヘルス

日々過酷な感情労働に携わる職種であることから、ストレスによるバーンアウトを引き起こさないよう心身の健康管理には十分配慮し、明るく笑顔が絶えない職場作りを心掛けます。